

# 決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は国民が長年にわたり熱望してきているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

経済情勢が厳しい今、公共投資を着実に実施し、国民が真に必要なとする社会資本を整備することにより、デフレからの脱却、経済構造の改革を実現させることが必要である。

二十一世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

そのため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 一、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、道路特定財源はすべて道路整備に充当すること。
- 一、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、国民の期待する道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
- 一、平成十八年度予算においては、防災・減災対策、国際競争力の強化、地球温暖化対策など喫緊の課題に対応するため、所要の道路整備費を確保すること。
- 一、高速道路については、十月一日に民営化された六つの高速道路会社のもと、透明性、効率性に留意しつつ、必要な道路を着実に整備するとともに、多様で弾力的な料金設定を行うなど、利用者の利便性向上に努めること。
- 一、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金は、箇所、時期を限定して集中的に投下しているものであり、これを譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路の整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。
- 一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成十七年十月二十日